

通達甲（交．総．法）第8号

令和5年9月29日

存続期間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査規程の運用について

このたび、別添のとおり、特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査規程（令和5年3月24日東京都公安委員会規程第4号）の運用について定め、令和5年10月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査規程の運用について

1 立入検査の実施（第3条関係）

(1) 「立入検査を行う必要があると認めたとき」とは、次の場合をいう。

ア 特定自動運行実施者の法令遵守状況（行政処分後を含む。）の確認をする必要があるとき。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の25第1項の規定による報告又は資料提出の要求に、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指定する期日内に応じないとき、又は応じた場合であっても、内容が不明確であるとき。

ウ その他法の履行確保のため、必要があるとき。

(2) 交通総務課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、特定自動運行を管理する場所その他の特定自動運行実施者の事務所（以下「特定自動運行を管理する場所等」という。）について、立入検査を行う必要があると認めた場合は、別記様式第1号の「特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査実施予定報告書」を作成し、交通部長（高速道路交通警察隊長及び警察署長にあつては、交通総務課長経由。以下同じ。）に報告するものとする。

(3) 立入検査の実施要領

ア 立入検査は、別記様式第2号の「立入検査実施表」（以下「実施表」という。）を活用して、綿密に実施すること。

イ 過去に行政処分又は指導をした事項がある場合は、その履行状況をよく確認すること。

## 2 立入検査の実施者（第4条関係）

(1) 高速道路交通警察隊長は、原則として事件係の職員の中から立入検査実施者を指定するものとする。

(2) 警察署長は、交通総務係員（東京空港警察署及び島部警察署にあつては交通を担当する係員。以下同じ。）のみでは対処できない場合は、交通総務係員以外の巡査部長以上の幹部の中から適任と認められる者を立入検査実施者に指定するものとする。

## 3 証票（第5条関係）

### (1) 身分証明書の保管

所属長は、次に掲げる者の中から、身分証明書の保管取扱者を指定するものとし、身分証明書の取扱いに当たっては、施錠設備のあるロッカー等に保管して各種事故防止に細心の注意を払うものとする。

ア 交通総務課にあつては、立入検査の実施を担当する課長代理若しくはこれに相当する職にある者又は係長若しくはこれに相当する職にある者

イ 高速道路交通警察隊にあつては、副隊長又は事件担当の本部付

ウ 警察署にあつては、交通課長又は交通総務を担当する課長代理（島部警察署にあつては、次長）

### (2) 身分証明書の交付

ア 所属長は、立入検査実施者を指定した場合は、別記様式第3号の「身分証明書交付上申書」により、その都度、公安委員会（高速道路交通警察隊長及び警察署長にあつては、交通総務課長経由。以下同じ。）に上申し、身分証明書の交付を受けるものとする。

イ 所属長は、立入検査実施者に身分証明書が交付された場合は、別記様式第4号の「身分証明書交付簿」に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくものとする。

ウ 所属長は、立入検査実施者の官職若しくは氏名に変更が生じた場合又は身分証明書が汚損し、破損し、亡失し、若しくは滅失した場合は、身分証明書交付上申書により、その都度、公安委員会に上申して再交付を受けるものとする。

エ 所属長は、異動等により立入検査実施者の指定を解除し不要となった身分証明書、官職若しくは氏名の変更により不要となった身分証明書、汚損し、若しくは破損した身分証明書又は再交付後に回復した身分証明書がある場合は、別記様式第5号の「身分証明書返納書」により速やかに公安委員会に返納しなければならない。

## 4 遵守事項（第7条関係）

(1) 身分証明書の提示

立入検査実施者は、立入検査を実施するに当たっては、必ず身分証明書を携帯し、特定自動運行実施者が在所する場合は特定自動運行実施者に、特定自動運行実施者が不在の場合は特定自動運行主任者又はこれに代わる者（以下「在所責任者」という。）にこれを提示し、立入検査である旨を明らかにすること。

(2) 関係者の立会い

立入検査実施者は、立入検査を実施する場合は、特定自動運行実施者又は在所責任者（以下「関係者」という。）を立ち合わせ、職務執行の適正を期すること。

(3) 立入検査場所

立入検査実施者は、立入検査場所が特定自動運行を管理する場所等と住居が同一の場合は、住居のうち特定自動運行を管理する場所等に供されている場所について立入検査を行うこと。

(4) 他の道府県に所在する特定自動運行を管理する場所等の立入検査

所属長は、他の道府県に所在する特定自動運行を管理する場所等について立入検査を実施する必要がある場合は、当該特定自動運行を管理する場所等を管轄する道府県警察と緊密な連絡を行った上で立入検査を実施すること。

(5) 立入検査時間

立入検査実施者は、立入検査を実施する場合は、原則として特定自動運行を管理する場所等の執務時間中に実施することとし、これによりがたい場合は、関係者が特定自動運行を管理する場所等に在所している時に実施すること。ただし、夜間及び早朝の時間帯における立入検査は、特段の事情がない限り行わないこと。

(6) 品位の保持及び適正な言動

ア 立入検査実施者は、立入検査に当たっては、警察職員としての品位を保持するとともに、特定自動運行を管理する場所等の来訪者に対しても配慮すること。

イ 立入検査実施者は、関係者から相談を受けた場合は、不用意又は無責任な示唆又は回答をして誤解を招くことのないように注意すること。

(7) 立入検査を拒否された場合の措置

立入検査実施者は、立入検査を拒否され実施することができない場合は、写真撮影、録音、参考人の確保、採証等を十分に行ってその事実を立証するとともに、状況に応じて必要な措置をとること。

5 報告（第8条関係）

- (1) 立入検査実施者は、立入検査の実施結果の報告については、実施表により行うこと。
- (2) 所属長は、立入検査を実施した場合は、実施表の写しにより交通部長に報告すること。
- (3) 交通総務課長は、立入検査を実施した場合は、別に定める「特定自動運行許可台帳」にその状況を明らかにしておくものとする。
- (4) 高速道路交通警察隊長又は警察署長は、特定自動運行許可等取扱要綱（令和 年 月 日 通達甲（交．総．法）第 号）別記様式第1号の「特定自動運行実施者台帳」の立入検査実施記録欄に立入検査の実施年月日及び実施者名を記載すること。

#### 6 措置（第9条関係）

- (1) 比較的軽微な違反で、現場における指導により是正が期待できるものについては、その場で指摘して是正させること。
- (2) 行政処分の事由に該当する違反で、その原因、動機、情状等を勘案し、遵法運行を期待できないものについては、行政処分の上申の措置をとること。

別記様式第1号

報告（ ）第 号

年 月 日

交 通 部 長 殿

長

特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査実施予定報告書

予 定 日 時	年 月 日（ ）午前・後 時 分から 午前・後 時 分までの間
予 定 場 所	特定自動運行を管理する場所等の所在地 氏名又は名称
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
実 施 予 定 者	署・課・隊 係 階 級 氏 名 ほか 名 警電
立 入 検 査 を 行 う 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号

立入検査実施表

実施日時		月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
立入	所在地				
	氏名又は名称				
実施場所	特定自動運行実施者	役職氏名		許可年月日	
	立会人	役職氏名		許可証番号	
検査項目	許可事項の変更届出はなされているか				適・否
	特定自動運行計画及び許可条件を遵守して運行が行われているか				適・否
	特定自動運行業務実施者に対する教育が行われているか				適・否
	特定自動運行主任者が指定されているか				適・否
	現場措置業務実施者が指定されているか (特定自動運行主任者が特定自動運行用自動車に乗車している場合を除く)				適・否
	許可の取消し又は許可の効力の停止に違反する運行実態はないか				適・否
	許可の効力の仮停止に違反する運行実態はないか				適・否
その他( )					
指導事項					
結果意見					
措置	再立入検査の必要性				有・無
	行政処分等の必要性				有・無
実施者	階級	警察署・課・隊 氏名	係 ほか	名	

注 否とした事項の具体的事実については、指導事項欄に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

上申（ ）第 号  
年 月 日

東京都公安委員会 殿

長

身分証明書交付上申書

特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査規程（令和5年3月24日東京都公安委員会規程第4号）第5条に定める身分証明書の交付を上申する。

記

上 申 事 由	新 規	官職又は氏名の変更	汚 損
	破 損	亡 失 又 は 滅 失	
被 交 付 者	係	階 級	氏 名

別記様式第4号

身分証明書交付簿

身分		証明書		交付者			備考 (返納日等)
番号	交付年月日	係 階	被 級	氏 名	者		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

通知（ ）第 号  
年 月 日

東京都公安委員会 殿

長

身分証明書返納書

特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査規程（令和5年3月24日東京都公安委員会規程第4号）第5条に定める身分証明書を次のとおり添付して返納します。

記

返納理由	指定解除		官職又は氏名の変更	
	汚損	破損	再交付後回復	
返納者	係	階	級	氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。